

教育目的のオンライン配信における著作権法上の問題

——コロナ禍において教育を止めないための取り組み——

唐 津 真 美*

抄 録 近年、インターネットを通じた遠隔授業を行う教育機関が増えており、昨今の新型コロナウイルスの影響でその傾向はより強いものとなっている。著作権法の権利制限規定の1つである第35条は、従来から学校等の教育機関における著作物の複製に加え、遠隔地と同時配信で行う合同授業形態を認めていたが、平成30年改正法により、指定管理団体への補償金の支払いを条件として、スタジオ型のオンライン授業や、オンデマンド授業、補助教材を児童生徒等にメール送信することなどが可能となった。本稿では、教育目的の公衆送信（以下適宜「オンライン授業等」という）において著作権が問題となるケースを説明し、改正後の著作権法第35条の適用範囲及び新設された教育目的公衆送信補償金制度について概説する。その上で、オンライン授業等の利用上の留意点や、今後に残された課題についても解説する。

目 次

1. はじめに
2. 現行著作権法におけるオンライン授業等の取扱い
 2. 1 オンライン授業等において著作権が問題となる場合
 2. 2 教育における権利制限規定
3. 授業目的公衆送信補償金制度
 3. 1 制度の概要
 3. 2 管理団体（SARTRAS）
 3. 3 令和2年度の特別措置
 3. 4 補償金規程
4. オンライン授業等の利用上の留意点
 4. 1 配信者の留意点
 4. 2 受講者の留意点
5. 営利目的の教育機関がオンライン授業等を行う場合の留意点など
6. 現在残されている問題
7. おわりに

1. はじめに

まるで遠い昔のようにも感じられるが、多く

の人が新型コロナウイルスの存在を認識すらしていなかった頃、日本は、欧米諸国と比較してオンライン授業のインフラも法整備も遅れていると指摘されていた。実際、令和元年の6月から8月にかけて教育関係者に対して実施されたアンケートでは、「現状」と言えるほど授業目的公衆送信の利用実態があるとは確認できなかった、と指摘されていた程である¹⁾。

一方、同アンケートでは、将来的には次のような場面で授業目的公衆送信が見込まれるとの回答があった。

- ① 授業等時に電子機器（パソコン、タブレット、スマホ等）へ資料を送信
- ② 授業等担当教員及び履修者のみがアクセスできる共有フォルダへのアップロード
- ③ 予習復習のための教材送信

また、病気療養中や不登校の生徒の教育や、学習速度の相違を解消するための補習におい

* 弁護士 Mami KARATSU

て、「遠隔地等他校や自宅等校外にいる履修者に対する授業」（オンライン授業）のニーズや利用が見込まれるとの回答があった。

そこへ上陸したのが新型コロナウイルス感染症である。日本における新型コロナウイルス感染症拡大への対応策の1つとして、令和2年度からオンライン授業が急速に広まり、授業の様子そのものを動画により配信し、その中で教科書等を教材として映し出す、という利用形態も一般的に行われるようになった。

ある意味ではタイミングが良いことに、コロナ禍の前に公布されていた平成30年の著作権法改正（以下「平成30年改正法」）は、デジタル・ネットワーク技術の進展によって新たに生まれるさまざまな著作物の利用ニーズに対応するために、複数の権利制限条項を見直しており、教育に関しても、タブレットを利用した個別授業などの教育の情報化に対応した改正が行われていた。コロナ禍の中で教育を止めないために、関係各所の尽力によってオンライン授業等に関連する改正法の施行が前倒しされ、多様な形態のオンライン授業における著作権の問題が、以前よりも簡易な手続きでクリアできるようになったのである。

2. 現行著作権法におけるオンライン授業等の取扱い

2.1 オンライン授業等において著作権が問題となる場合

教育においてすぐれた創作物を利用することは、情報の豊富化という著作権法の趣旨に照らしても、また新たな創作活動を促すという意味においても重要だと考えられている。この観点から、著作権法は、教育における著作物の利用に関して権利制限規定を設けている。本稿では、オンライン授業の配信に関連する権利制限規定の概要やその射程範囲、留意点を取り上げてい

くが、オンライン授業等において常に著作権侵害が問題になる訳ではない。オンライン授業等にあたり検討すべきポイントは、まず①実施しようとしている授業において著作権侵害が生じる可能性があるか、という問題であり、次に②教育現場に限らず適用される汎用性のある権利制限規定（引用など）が適用されるか、を検討する必要がある。これらの点を検討してもなお著作権侵害の可能性がある場合に、初めて③教育に関する権利制限規定が適用されるか、という点を検討することになる。そこで、③に入る前に①及び②について整理しておきたい。

(1) 前提として一著作権が問題になる場面

小・中学校及び高等学校における授業、さらに大学における講義では、あらかじめ各生徒が購入している教科書や副教材に加え、教員が授業で参照する補助資料を配布することがある。そのような授業資料に、教員以外の第三者が作成した著作物が含まれている場合には、著作権法上の問題が生じる可能性がある。

著作物であっても、古典のように保護期間が満了しているものや、法律の条文や判決文など、そもそも著作権保護の対象から外されている著作物については、自由に利用することができる。また、他人の著作物の一部を授業資料に用いる場合であっても、利用部分が創作性のない部分であれば、著作権侵害にはならない。例えば、ある報告書のうち掲載されているデータのみを授業資料に用いる場合は、創作性のある部分を利用していないことから、著作権侵害は問題にならないと考えられる。

もっとも、著作権で保護されていないことが明らかである素材のみで授業資料を作ることは容易ではない。著作権の保護期間が満了していない他人の著作物の創作性のある部分を複製したり、オンライン授業等で公衆送信したりすると、原則として著作権侵害（複製権侵害・公衆

送信権侵害)になってしまう。そこで教育機関としては、30条以下に定められている権利制限規定によって著作物の利用が許されるか否かの判断が必要となる。

(2) 適法引用

教員が第三者の著作物を利用して授業資料を制作して配信する場合には、適法引用に関する権利制限規定の適用を受ける場合も多いと思われる。32条1項は、公表された著作物の引用が「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」であれば、適法引用として許諾を得ない利用を認めている。

適法引用については、伝統的には「明瞭区別性」(他人の著作物と自分の表現部分とが明瞭に区別できること)と「主従関係」(自分の表現部分が主で他人の著作物が従という関係にあること)の2要件が求められていた¹²⁾。最近では、この2要件に言及することなく、条文に書かれている「公正な慣行」要件と「正当な範囲内」要件を充足するかどうかについて、利用の態様や著作権者への影響などの諸事情を総合的に勘案して判断する考えが有力になっている¹³⁾。

もっとも、授業資料において著作物を利用する場合は、最近の有力説の下でも、明瞭区別性や主従関係が「正当な範囲内」かどうかを判断するための重要な要素となると思われる。また、著作物を引用して複製する場合は出所明示が法で義務付けられている(48条1項1号)ので、引用の方法には注意を払う必要がある。

この適法引用の規定には、「引用して利用することができる」と書かれている。ここでいう「利用」は著作権の対象となる行為をすべて含むため、適法引用に該当する場合には、教育に関する権利制限規定(35条)の適用を考えるまでもなく、複製もインターネット配信などを含む公衆送信も自由にできることになる。

2. 2 教育における権利制限規定

(1) 概要

授業資料の作成及びそのオンライン配信は、適法引用として許される場面も多いと思われるが、例えば授業資料の全部が他人の論文や新聞記事のコピーである場合には、適法引用の規定は適用されない。また、適法引用かどうかの判断が微妙なケースも考えられる。そのような場合には、35条の権利制限規定(学校その他の教育機関における複製等)の適用を検討する必要がある。35条は、授業資料として著作物が利用される場合に特化した権利制限規定であり、適法引用に該当しない場合でも、同条により許される可能性がある。

平成30年改正著作権法(以下本稿において「改正法」)によって、35条に大幅な改訂が加えられた。今回の改正に関わる部分が、いわゆるオンライン授業等(教育目的公衆送信)に関して新たに制定された部分である。著作権法の中でも普段はあまり目にするものがない条文だと思われるので、改正部分に下線を付して、条文を紹介する。

第35条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作

物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

旧1項では、複製のみが認められていた。2項は平成30年改正により新設された規定であり、3項は1項及び2項の改正に伴い改正された。

(2) 平成30年改正の内容

平成30年改正前の35条は、学校等の教育機関における複製を認める規定であり、平成15年の改正法によって遠隔地における合同授業も対象となった。平成30年改正においては、デジタル・ネットワーク技術の進展によって、新たに生まれるさまざまな著作物の利用ニーズに対応するために権利制限条項が見直され、35条に関しても、タブレットを利用した個別授業などの教育の情報化に対応した改正が行われた。

具体的には、遠隔合同授業以外のための公衆送信全般を対象とする(1項)とともに、新たに権利制限の対象となる公衆送信については、著作権者に補償金を受ける権利を付与した(2

項)。また、従来から認められていた遠隔合同授業は補償金の対象外であることも明確にされた(3項)。補償金制度の設置にともない、権利行使を行う管理指定団体に関する規定も整備された(104条11項以下)。授業目的公衆送信補償金制度については3章で詳説する。

この改正により、指定管理団体への授業目的公衆送信補償金の支払いを条件として、教員の面前で授業を受けている者がいないスタジオ型の同時一方向のオンライン授業や、授業と異なるタイミングで配信されるオンデマンド授業、教員が他人の著作物を用いて作成した予習・復習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、オンデマンド授業やリアルタイム配信授業のために教材をインターネット送信することが、権利者の許諾を得ずに行えるようになった。しかし、オンライン授業等に関する改正法は、従来から存在している35条の要件を充足することを条件に、初めて適用されるものである。そこで、まずは35条の適用範囲から見ていきたい。

(3) 著作権法35条の適用範囲

35条の恩恵を享受するためには、後述する1)から4)の要件をみたすことが必要になる。

この他にも、35条により利用が認められる範囲については、平成16年に日本書籍出版協会等の著作権団体によって構成される協議会が、「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」を公表している²⁾。さらに令和2年4月16日には、授業目的公衆送信補償金制度が急遽スタートすることを受けて、教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が教育現場での著作物利用に関するガイドラインに当たる「改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)」(以下「35条ガイドライン(令和2)」)というを公表した³⁾。

35条ガイドライン(令和2)は、改正法が前

倒して施行されることに対応するために、令和2年度に限定して、それまで同フォーラムで整理しつつあった運用指針とは別に策定されたものである⁴⁾。しかし同時に、「令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう取りまとめることを目指す」と説明されており⁵⁾、実際、令和2年12月24日公表された「35条ガイドライン（令和3（2021）年度版）⁶⁾は、基本的には令和2年度版を維持し、「必要と認められる限度」などのポイントについてより詳細な考え方を示す内容となっている。そこで本稿では、以下、35条ガイドライン（令和3）を参照しつつ、35条の適用を受けるための主要な要件について説明する。詳細については上記ガイドラインを参照されたい。

1) 学校その他の教育機関(非営利)であること
まず、非営利の教育機関であることが要件になっている。ただし、規制緩和の一環として営利企業である株式会社による学校経営が可能になったことに伴い、学校運営の範囲においては株式会社にも適用されることになっている。

後述する「授業目的公衆送信補償金規程」(本稿において以下「補償金規程」)⁷⁾において例示されている教育機関は、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、専修学校、各種学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ、省庁等大学校、職業能力開発施設、社会教育施設、教育センター」であり、幅広い。

一方で、予備校、塾、カルチャースクールは非営利の教育機関には該当しない。最近は社員研修をオンラインで実施する企業が急増しているが、教育目的とはいえ、当然ながらこれも35条の適用外である。

2) 教育を担当する者・授業を受ける者による利用であること

上記の教育機関における教育担当者とその授

業を受ける者(児童・生徒・学生・院生)による行為であることが必要である。総合的な学習の時間等において、児童・生徒が調べ学習などの成果を資料にまとめクラス内に配付するような学習形態も増えているが、調べ学習をした児童・生徒の行為についても本条の適用はある。授業を担当する教員の指示に基づいて、学校職員や指導助手が複製・公衆送信を行うことも問題ないとされている。

3) 授業について必要な範囲内であること

授業資料の場合、著作権の対象となる行為としてまず、資料作成段階での複製(21条)がある。これについては、授業の過程における利用目的上「必要と認められる限度」である必要がある。利用されている著作物の範囲が授業に必要な範囲を超えている場合には、35条の適用は受けられないこととなる。

「授業」とは、教科の授業に限られるものではなく、教育課程に位置づけられた運動会、文化祭等の学校行事など特別活動についても該当すると考えられている。文化祭や運動会では児童・生徒が看板に人気キャラクターを描いていることがよくあるが、その学校行事の教育効果を高める上で必要と認められるならば、許諾を得ずに複製できる場合に該当すると考えることができる。ただし、「オンライン文化祭」において文化祭用サイトやリンクされたYouTubeに文化祭用コンテンツをアップするような、オンラインでの利用は看板と同様とはいえず、別途検討が必要と思われる。

4) 著作権者の利益を不当に害しないこと

「必要と認められる限度」内であっても、著作権者の利益を不当に害する場合には、やはり35条の対象外となる。

「必要と認められる限度」であるかどうか、及び「著作権者の利益を不当に害する」かどうかは、利用された著作物の性質や分量等のさまざまな要素について総合的に考慮して、著作権

者が市場から得ている（あるいは得ることが見込まれる）利益を害するかどうかにより判断されるが、判断に悩む場面も多いと思われる。

また、35条は、著作者人格権には影響を及ぼすものではない。著作物の内容について著作者の意図に反する改変・編集を行うと、著作者人格権である同一性保持権（20条1項）の侵害になることにも留意が必要である。

（4）複製物の配布、提示等

1）対面授業における配布等

35条1項の要件に該当する複製行為によって作成された複製物（授業資料）については、譲渡（配布）しても譲渡権（26条の2）の侵害とはならない（47条の7本文）。ただし、複製の場合と同様、そもそも「必要と認められる限度」であり、かつ「著作権者の利益を不当に害する」ものでないことが求められるため、受講者以外に配布することなどは認められない。また、作成された複製物を目的外に譲渡することも認められない（47条の7ただし書）。

なお、複製物を映写して受講者に提示するような場合には、非営利かつ無料の上映として、別の権利制限規定（38条1項）により許される。

2）遠隔授業（対面授業と同時配信の場合）

遠隔授業の場合、複製物を作成するまでは教室で行われる授業と同様に考えれば良いが、遠隔地に情報を送信する段階は、対面授業を同時配信する場合とそうでない場合とで著作権法上の扱いが異なる。

教室で行う授業と同時配信をする場合、教室内で行われる配布や提示に相当するような行為が、権利制限の対象となっている。すなわち、35条1項により適法に作成された複製物を、対面授業と同時に、遠隔地の受講者に向けて公衆送信（放送やインターネット配信）する行為も、同項により許されている。この場合、後述の補償金の対象にもならない（35条3項）。ただし、

ここでも、許されるのは「必要と認められる限度」であり、かつ「著作権者の利益を不当に害する」ものでないことが求められる（35条1項）。たとえば、受講者以外の者が視聴できるような送信は認められない。

3. 授業目的公衆送信補償金制度

3.1 制度の概要

平成30年改正以前は、対面授業と同時配信するオンライン授業の場合には、2.2節（3）で述べた規定が適用されるが、対面授業と同時配信ではなく録画を配信する場合や、授業に先立って授業資料をメールやオンラインで配布する場合、また、コロナ禍による休校期間中に実施されたような、対面授業が行われずオンラインでのみ授業が行われる場合には、授業資料のオンライン配信（自動公衆送信やその前段階である資料のアップロード）については、権利制限規定の対象外とされていた。

平成30年改正により、指定管理団体への授業目的公衆送信補償金の支払いを条件として、これらの行為も権利者の許諾なく行えるようになった。この制度は「授業目的公衆送信補償金制度」といわれている。

3.2 管理団体（SARTRAS）

授業目的公衆送信補償金を受ける権利は、権利者のためにその権利を行使することを目的とする団体で、文化庁長官が指定するもの（指定管理団体）があるときは、その指定管理団体によってのみ行使することができる（104条の11第1項）。指定管理団体は全国で1個に限り認められるもので（同条同項）、補償金はこの団体のみを通じて徴収され、権利者に分配されることになる。このような指定管理団体がある限り、その団体の管理外の著作物の利用であっても、補償金の支払いがあれば公衆送信が可能となる。

現在、授業目的公衆送信補償金の管理団体としての指定を受けているのは、「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS サートラス)」である。SARTRASは、平成30年改正法において新たに授業目的公衆送信補償金が導入されたことを受け、補償金の徴収・分配や著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、文化の普及発展に寄与すること等を目的として設立された団体である。

一方、授業目的公衆送信補償金の支払い義務を負う者は、学校法人等、教育機関の設置者である(35条2項)。設置者による支払いがあれば、オンライン授業等を実施する教員その他の担当者が権利処理を気にせずに公衆送信できることは、この制度の利点の1つである。

3. 3 令和2年度の特別措置

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体によって定められ、文化庁長官の認可を受ける必要がある(104条の13第1項)。平成30年改正法は公布日から3年以内(令和3年5月24日まで)に施行することになっており、授業目的公衆送信補償金制度は、令和3年5月までに制度が開始されることが予定されていた。しかし、制度発足の準備中にコロナ禍のために全国の教育機関で対面授業を行うことができなくなり、日本においても、否応なしに対面授業を伴わない遠隔授業を実施せざるを得なくなった。

このような緊急事態に鑑み、平成30年改正法は、令和2(2020)年4月28日に前倒して施行されることとなった。授業目的公衆送信補償金に関する規程の準備作業の途中であったことから、SARTRASを構成する著作権等管理事業者・関係団体やJASRACなど、複数の団体の協議を経て、令和2年度については、特例として補償金の金額は「無償」とされた⁸⁾。また、新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に(事前が難しい場合は、利用開始後速やかに)

SARTRASに対してその教育機関名の届出を行うとともに、SARTRASは、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行うことも発表された⁹⁾。

新型コロナウイルス感染症に対する日本政府の対応については批判されることも多かったが、少なくとも、オンライン授業等の実施に関する一連の動きは、教育現場を襲った前代未聞の状況の中で教育を止めないために関係各所が協力して迅速に行動したからこそ実現したものであり、その努力に感謝したいと思う。

3. 4 補償金規程

令和2年12月18日付でSARTRASの補償金規程が文化庁長官に認可された。令和3年度以降については、SARTRASの使用料規程等が適用されることになる。

補償金規程第3条は、授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、補償金算定対象者の数に一人当たりの補償金額(年額)を乗じて得た額とする、と規定している。補償金算定対象者とは、授業目的公衆送信を行う教育機関の在学者のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者を意味する。

このように、学生一人当たりの補償金額(年額)に、年1回報告する補償金算定対象者の人数を乗じる算出方法とした理由は、支払いに関する教育機関側の手続き的負担ができるだけ軽くなるようするため、と説明されている¹⁰⁾。

学生一人当たりの補償金額(年額)の主要なものは下記の通りである。

幼稚園・保育所・こども園：	60円
小学校：	120円
中学校：	180円
高等学校：	420円
専修学校 高等課程：	420円
大学：	720円
特別支援学校：(幼稚部 30円 小学部 60円 中学部 90円 高等部 210円)	
省庁等大学校：	720円
職業能力開発施設：(高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円)	

4. オンライン授業等の利用上の留意点

4.1 配信者の留意点

授業目的公衆送信補償金制度が新設されたことにより、オンライン授業等において著作物の利用が認められる範囲が拡大され、従来は許諾を得ることが必要だった様々な形態のオンライン授業等が、補償金を支払えば許諾なしに実施できるようになった。ただし、認められている行為は、あくまでも「必要と認められる限度」であり、かつ「著作権者の利益を不当に害する」ものでないことが求められていることに留意する必要がある。

35条ガイドライン（令和3）は、オンライン授業の配信において「著作権者の権利を不当に害するため利用が認められない」事例として、小・中・高校における以下のような行為を挙げている（下記は挙げられた事例の一部であり、番号は便宜のため筆者が付記した）。

1) デジタル教材，ソフトウェア（雑誌・書籍等の付録 CD ROMやDVDを含む），電子書籍，電子雑誌，電子辞書の利用許諾契約の範囲を超えた利用

2) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や，双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで，それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること

3) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで，結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる

4) 授業を行う上で，通常は教員等や履修者等が購入するか提供を受けるための契約を結び，又は貸与を受けて利用する教科書や，一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料（教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。）に掲載された著作物について，それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

（教員用指導書，参考書，問題集，ドリル，ワークブック，資料集，テストペーパー（過去問題集を含む），白地図，辞事典，教材として使われる楽譜等）

5) 美術，写真，楽譜などを，市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また，これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

6) 組織的に素材としての著作物をサーバーへストック（データベース化）すること

2) に関して，オンライン授業の受信者の数は，授業を担当する教員等及び授業の履修者等の数を超えないことが原則とされている。

履修者等に対するアップロード(送信可能化)については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の授業履修期間が終了するまでアップロードする場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる。しかし、教員が授業で使用する複数の教材をあらかじめフォルダにまとめておき、そのURLを共有することで履修期間を超え在学中受信可能とする場合(著作物のコースパック)の取扱いについては、定義を整理し直すことも含めて今後の検討課題とされている。コースパックは、教員と履修者等の双方にとって利便性が高いものだが、現時点では慎重な対応が求められるといえよう。

なお、35条ガイドライン(令和3)は、上記の前提に立ちつつも、履修期間を終了した履修者等の受信権限が解除されていれば(つまりあらたに教材をダウンロードできないようになっていれば)、受信済みの教材を削除することまでは求めないとしている。

また、授業資料として利用できる著作物の分量は、紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用とされている。ただし、小部分の利用が著作物人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もあるとされている。全部利用が認められる著作物の例として、俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物、新聞に掲載された記事等の言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物が挙げられている¹¹⁾。小部分の利用が現実的に困難である例や、小部分の利用では教育目的を達成できない例といえる。

もっとも、国語や英語の授業では、1つの長い教材を複数回の授業にわたって取り上げることも多いため、上記3)の「小部分」の意味について関心がある関係者も多いと思われる。こ

の点について35条ガイドライン(令和3)は、具体的な事案における考え方を示している。網羅的・限定的な基準ではないが、現場での判断の目安となるだろう。

なお、美術や写真については、全体で利用することが認められているとしても、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供することは認められないとされているので、公衆送信にあたり画像のクオリティを適切なレベルに調整するなどの工夫が求められる。

また、既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合について、35条ガイドライン(令和3)は、紙の書籍が絶版であっても、さらに電子書籍や電子図書館での取り扱いも考慮して個別に判断せざるを得ない、としている。

4. 2 受講者の留意点

2. 2節(4)で述べたように、35条1項の規定の下で複製を許された著作物については、目的外に譲渡することは認められない(47条の7ただし書)。履修者等が受信した授業資料を私的利用目的で複製したり、自身のレポートや著作物の中で引用したりすることは権利制限規定により認められるが、権利制限規定により許されていない方法で授業資料を利用する場合には、あらためて著作権者の許諾を得る必要がある。この点は、オンライン授業等に先立ち、教育機関の側からも周知しておくことが望ましい。

また、授業目的公衆送信は、あくまでも授業に必要な範囲で認められるものであり、上述のように、オンライン授業における受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないことが原則とされている。配信側も、アクセス権限の管理などセキュリティに十分に配慮することが求められるが、受講者側も、目的外の利用が拡大すると、将来的には補償金の金額が上昇するなどの不利益に繋がる可

能性があることを理解し、授業資料の取り扱いには十分留意していただきたいと思う。

5. 営利目的の教育機関がオンライン授業等を行う場合の留意点など

ここまで見てきた内容を、整理すると図1のようなチャートになる。

2. 2節(3)で書いたように、35条の適用を受けるためには、非営利の教育機関であることが必要であり、塾や予備校は35条の適用を受けることができない。営利目的の教育機関だけではなく、非営利の教育機関による授業資料の公衆送信であっても、授業に必要な限度の範囲を超えた利用である場合や、著作権者の利益を不当に害することになる場合には、授業目的公衆送信補償金制度の対象外となってしまう。

しかし、2. 1節で述べたように、35条の適用を受けない場合においても、そもそも授業資料に第三者の著作物が含まれていない場合や、利用形態が適法引用にあたる場合には、授業資料を公衆送信することに著作権法上の問題はない。

意図している授業資料の公衆送信についていずれの権利制限規定の適用も受けられない場合は、原則に戻って、教材作成のための複製行為と公衆送信について著作権者の許諾を得る必要がある。文献に関連する著作権等管理事業者としては、出版者著作権管理機構(JCOPY)、日本複製権センター(JRRC)、学術著作権協会(JAC)がある。それぞれ異なる著作物を管理しているため、権利者の許諾を得る必要がある場合には、利用している著作物がこれらの団体で管理されているか調査することから始めると良いと思われる。

6. 現在残されている問題

35条ガイドライン(令和3)は、今後検討すべき問題として、主に2つのテーマを挙げている。1つは、35条と契約の関係である。教育機関が、著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等を利用しており、サービス提供

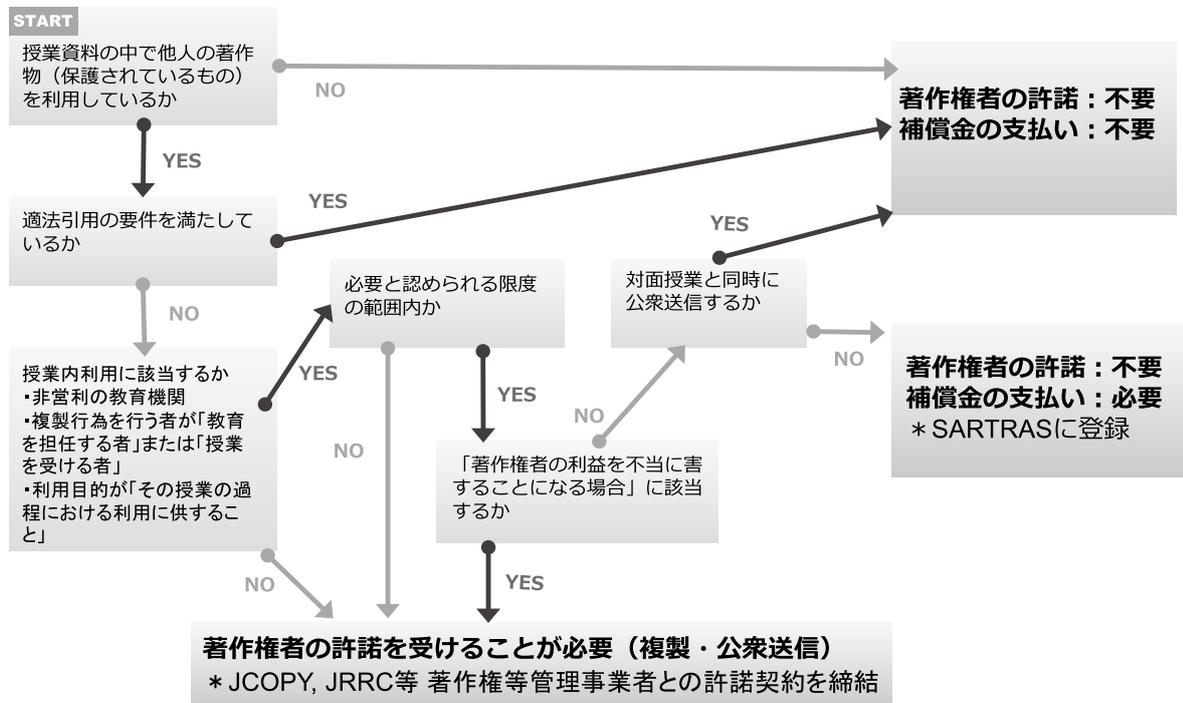


図1 授業目的公衆送信: 手続き確認チャート

者との間で、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信を禁止する契約を締結している場合に、当該契約により入手した著作物を授業資料として利用することをどう考えるべきか、という問題である。

もう1つは、Blu-ray Disc/DVDなどの映画の著作物のように、コピーやアクセスの制限をかけられた著作物を授業資料として複製又は公衆送信利用できるか、という問題である。

上記のような素材は、オンライン授業の利点を生かすことができるものであり、教育現場でのニーズも高いと思われる。これらの取扱いについては、今後公表されるガイドラインなどで示されることが期待される。

また、35条ガイドライン（令和3）は、補償金制度を補完する制度として、補償金制度の対象にはならない一定の利用方法について、SARTRASがワンストップの窓口になるライセンス体制の整備を準備していると述べている。この点についても、今後の検討を待ちたい。

7. おわりに

日本におけるオンライン授業等は、コロナ禍を契機として、1年の間に急速に利用が拡大した。教育関係者は、対面授業の価値を再認識すると同時に、受講者1人1人に合わせた教育など、オンライン授業等ならではの可能性も感じていると思われる。コロナ禍の一日も早い終息が心から待たれるところではあるが、コロナ禍の行方に関わらず、オンライン授業等の活用は今後も継続することが予想される。今後、オンライン授業等の実績が蓄積されると共に、ガイドライン等の指針が充実し、著作権法が、著作権者の権利を守りつつ、困難な状況においても教育を継続し充実させるための一翼を担うこと

が期待される。

注 記

- 1) SARTRAS事務局「審査基準への対応」
<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/shinsakijunhenotaio.pdf>
- 2) 著作権法第35条ガイドライン協議会「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」
https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf
- 3) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」
<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>
- 4) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「[授業目的公衆送信補償金制度]の今後の運用について」
<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/kongounyo.pdf>
- 5) 前掲注4)
- 6) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」
https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf
- 7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程」
<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hosyokinkitei.pdf>
- 8) 前掲注4)
- 9) 前掲注4)
- 10) 前掲注1)
- 11) 前掲注3)
- 12) 最判昭55・3・28民集34巻3号244頁
- 13) 知財高判平22・10・13判時2092号136頁
(URL参照日は全て2021年1月30日)

(原稿受領日 2020年11月16日)